# 豊田市開発事業対策協議会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公民連携による適切な開発事業の確保に関する協定書 (以下「協定書」という。)第6条第4項の規定に基づき、豊田市開発事 業対策協議会(以下「協議会」という。)の組織及び運営に関し、必要な 事項を定めるものとする。

(協議会の役割)

- 第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議を行う。
  - (1)違反開発事業等(豊田市開発事業に係る手続等に関する条例(平成29年条例第2号。以下「手続条例」という。)第6条各号に掲げる行為若しくはこれに類する行為であって、手続条例その他開発事業に関係する法令に違反するもの又は適法に行われているが将来違反する可能性が高いと認められるものをいう。以下同じ。)の監視及び情報共有に関すること。
  - (2) 違反開発事業等の未然防止及び拡大抑制のための意見交換に関すること。
  - (3)公民連携開発事業パトロールに関すること。
  - (4) その他適切な開発事業の推進に関すること。

(組織)

- 第3条 協議会の委員(以下「委員」という。)は、別表に掲げる団体等に 所属する者から選任する。
- 2 協議会に会長を置く。
- 3 会長は、委員の互選によりこれを定める。
- 4 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

(会議)

- 第4条 会長は、協議会の会議(以下「会議」という。)を招集し、会議の 議長を務める。
- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員は、やむを得ない事情により会議に出席できない場合は、その代理者を出席させることができる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、 その意見又は説明を聴くことができる。

(会議の特例)

第5条 会長は、緊急を要する場合その他やむを得ない理由のある場合は、 委員に書面を送付し又は電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の 知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電 子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)を送信 し、その意見を徴し、その結果をもって会議の結論に代えることができる。

2 前条の規定は、前項の規定による書面又は電磁的記録による協議について準用する。この場合において、同条第2項中「会議」とあるのは「会議における協議」と、「出席」とあるのは「参加」と、同条第4項中「会議に出席させ」とあるのは「協議に参加させ」と読み替えるものとする。

# (部会の設置)

第6条 協議会は、開発事業に関する事項の調査及び指導を行うため、部会 を置くことができる。

# (事務局)

- 第7条 会長は、協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置くものとする。
- 2 前項の事務局は、豊田市都市整備部開発調整課とする。

## (守秘義務)

第8条 委員及び委員の属する団体は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。委員にあってはその職を退いた後も同様とし、委員の属する団体にあっては当該団体から委員が選任されなくなった後も同様とする。

### (委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、 会長が協議会に諮って定める。

#### 附 則

この要綱は、令和3年 月 日から施行する。

| 団体等                    |
|------------------------|
| 愛知県行政書士会豊田支部           |
| 愛知県土地家屋調査士会豊田支部        |
| 一般社団法人愛知県測量設計業協会       |
| 公益社団法人愛知県建築士事務所協会      |
| 公益社団法人愛知県宅地建物取引業協会豊田支部 |
| 公益社団法人愛知建築士会           |
| 公益社団法人全日本不動産協会愛知県本部    |
| 豊田市区長会                 |
| 豊田商工会議所                |
| 豊田森林組合                 |
| 愛知県西三河県民事務所            |
| 愛知県豊田加茂農林水産事務所         |
| 愛知県豊田加茂建設事務所           |
| 豊田市                    |
| 豊田市農業委員会               |